

事業主様

名古屋薬業健康保険組合
総務課 052-211-2294 ダイヤルイン
<https://www.meiyaku-kenpo.or.jp/>

令和5年度 健康診断実施状況及び未受検者について

日頃は、当健康保険組合の事業運営につきまして、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和5年度に第一次健診を受検された方の実施状況などについて次の書類をお送りいたしますので今後の健康診断実施にお役立てください。

- 健康診断実施状況表
- 健康診断未受検者一覧表

(被保険者並びに30歳と35歳以上の被扶養者の方を対象)

※いずれも令和6年1月1日現在にて作成いたしております。

また、実施状況により一方の一覧表のみとなる場合もありますので、ご了承ください。

当組合の財政にも影響を及ぼす重要なお知らせです。

現在、国は、当組合などの医療保険者に対し、当該年度中に40歳以上（当該年度4月1日現在の加入者）の方を対象に特定健診・特定保健指導の実施を義務付けており、国の設定した目標値（健診85%・保健指導30%）の達成の如何によって、75歳以上の後期高齢者医療制度への支援金（令和5年度予算ベースで年間約12億円の負担）が最大で10%の減・加算される仕組みとなっております。

健診実施率においては、事業主様において実施している、労働安全衛生法の定期健診の結果を健保組合に提出することで保険者の実施率（令和4年度の当組合の健診実施率は全体で82.6%）に反映されます。

被保険者様で未受検者となっている方（一覧表にて網掛けの方）で、当組合の健診を利用しない場合においては労働安全衛生法の定期健診の結果のご提供をお願いいたします。

なお、被扶養者様においても同様に、パート先などで実施している場合はご提供をお願いいたします。

ご提供いただく際は、別紙「健診結果の提供に伴う質問票」に必要事項をご記入の上健診結果表とあわせて当組合総務課までご提出ください。

また、特定保健指導においても令和4年度の実施率は26.2%となっており、現在特定保健指導の対象者で未実施者の方へ、順次ベネフィット・ワンによる特定保健指導のご案内をお送りしております。

いずれも、事業主様をはじめご担当者様並びにご加入いただいている皆様方のご理解あつてのことであり、健保組合全体に反映するものとなりますので、趣旨ご理解のうえ、実施率向上にご協力をお願いいたします。

健診結果の提供に伴う質問票

令和 年 月 日

氏名		事業所名称				
		健康保険証の	記号		番号	
		生年月日	昭和 年 月 日生	性別	男・女	

次の質問にお答えください。（「有・無」又は「はい・いいえ」のどちらかに必ず○印をお付けください。）

質問内容	1	血圧を下げる薬を服用されていますか。	はい・いいえ
	2	血糖を下げる薬の服用又はインスリン注射をされていますか。	はい・いいえ
	3	コレステロールや中性脂肪を下げる薬を服用されていますか。	はい・いいえ
	4	現在、たばこを習慣的に吸われていますか。（※「現在、習慣的に喫煙している」とは「月に100本以上、又は6ヵ月以上吸っている」場合であり、最近1ヵ月間も吸っていることをいいます。）	はい・いいえ

この質問票に健診結果（写し）（原則として労働安全衛生法の定期健診の検査項目を満たしている内容）を添えて会社ご担当者様を通じて当組合までご提供をお願いします。

ご提供いただきました健診結果は個人情報保護法により適切に管理してまいります。

名古屋薬業健康保険組合

